

大阪市水道事業管理規程第15号

大阪市水道局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程

大阪市水道局企業職員の退職手当に関する規程（平成11年大阪市水道事業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
<p>（条例第5条に規定する企業管理規程で定める職員）</p> <p>第4条の3 条例第5条第1項に規定する企業管理規程で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>[(1)~(4) 略]</p> <p><u>(5) 条例第3条の2第2号に掲げる職員のうち、かつて次に掲げる規定の適用を受ける者として退職手当の支給を受けたことがあるもの</u></p> <p><u>ア 条例第5条第1項（条例第3条の2第2号に該当する者に係る部分に限る。）</u></p> <p><u>イ 大阪市交通局企業職員の退職手当に関する規程（平成25年大阪市交通事業管理規程第37号）第11条（同規程第8条第5号に該当する者に係る部分に限る。）</u></p> <p><u>ウ 大阪市交通局企業職員の退職手当に関する規程の特例に関する規程（平成28年大阪市交通事業管理規程第57号）第1条又は第2条</u></p>	<p>（条例第5条に規定する企業管理規程で定める職員）</p> <p>第4条の3 [同左]</p> <p>[(1)~(4) 同左]</p> <p>[新設]</p>

エ 大阪市交通局企業職員の退職手当に  
関する規程の特例に関する規程（平成  
30年大阪市交通事業管理規程第12号）  
第1条第1項又は第5条

[2 略]

[2 同左]

備考 表中の[ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。